

事務連絡 令和7年

10月1日

関係団体 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課

認知症施策・地域介護推進課

老人保健課

令和7年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に
関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の運営の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年度の地域別最低賃金につきましては、10月1日から順次発効されます。
また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されて
います。

厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び賃金の
引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等取引
の改善のための施策（以下「各種賃上げ支援施策」という。）の活用促進に向けて、各種広
報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴会におかれましても、改定額及び各種賃上げ支援施策の周知・広報に格
別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。周知のためのポスター等につきましては
は、都道府県ごとに作成し、各都道府県労働局で保有しておりますので、必要に応じお問
い合わせください。

加えて、中小企業・小規模事業者に対する役務及び工事等の発注に当たっては、「令和7年
度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（令和7年4月22日閣議決定）記
第2の4（5）③において、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年
11月29日策定）の趣旨を最大限考慮するものとするとしてされたことを踏まえ、受注者が労働
者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮をお願いいたします。

なお、最低賃金等に係る問合せにつきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監
督署にご相談いただくようお願いいたします。

（参考：都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>